

令和4年11月29日
総務部職員課

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		江東区職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、条例の一部を改正する。
期末手当	第16条	3月期の期末手当を廃止し、支給月数を6月期及び12月期に均等配分する。
附則		令和5年4月1日から施行する旨を定める。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第15条 (略) (期末手当) 第16条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 第17条～第21条 (略)	第1条～第15条 (略) (期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 第17条～第21条 (略) 附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。